

消 防 同 意



消防同意制度は、消防法第7条及び建築基準法第93条に基づき、建築物の計画段階から消防機関が防火の専門家として、建築確認申請書等の審査を行い、防火対象物の火災予防上の安全性の確保や火災が発生した際の被害軽減を図っています。

消防同意・通知の制度

建築物を建築しようとするときは、建築確認申請書を建築主事又は指定確認検査機関に提出して、建築確認を受けることになります。その際に、建築主事及び指定確認検査機関は防火の専門家である消防長又は消防署長の同意を得る必要があり、これを「消防同意」といいます。

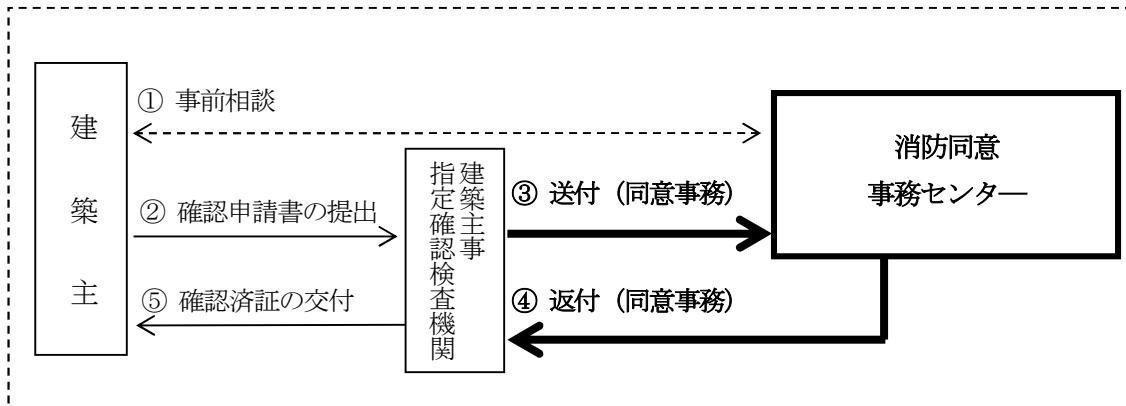
なお、防火地域・準防火地域以外で建築される住宅については、通知事務となります。

消防同意事務センター

京都市消防局では、それまで京都市内の各消防署で行っていた消防同意事務を令和2年度から消防局で一元化し、「消防同意事務センター」として運用を開始しました。

同センターでは、京都市内で建築される建築物の計画・設計時の消防同意に係る事前相談や、建築主事又は指定確認検査機関から送付される建築確認申請書について、消防用設備等を含む防火・避難に関する内容を審査して同意の事務を行っています。

確認申請及び同意事務の流れ



消防用設備等



消防法及び京都市火災予防条例では、防火対象物で火災が発生した際に火災の拡大を防ぐとともに、いち早く火災を知らせ、119番通報、初期消火、避難誘導等を安全・確実に行えるように、消防用設備等の設置及び維持管理について定めています。

消防用設備等の設置指導

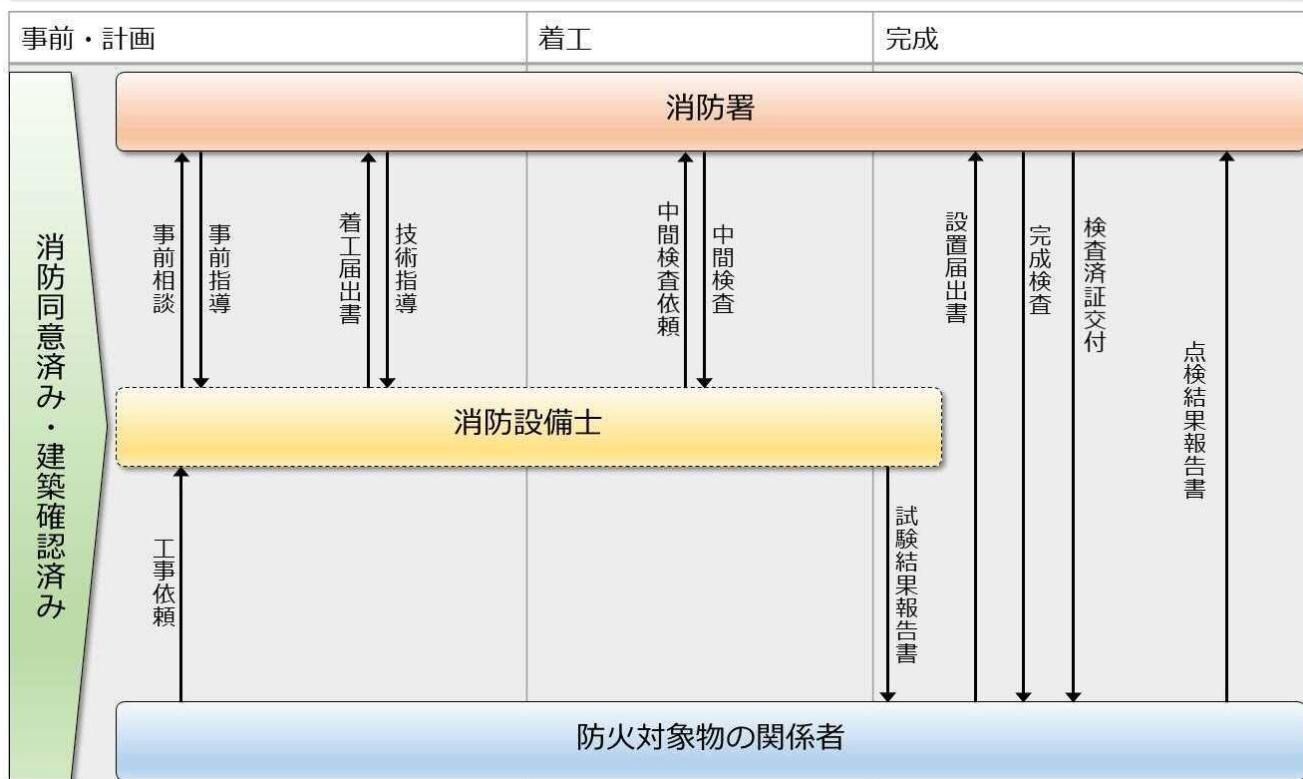
消防署において計画段階から相談を受けるとともに、屋内消火栓設備や自動火災報知設備といった消防用設備等については、消防設備士が着工前に提出する着工届出書に基づき審査、指導を行い、計画が適正になされていることを確認しています。

また、着工後は、完成してしまえば壁や天井の内側等となり確認できなくなる箇所を中心に中間検査を行い、着工届出書のとおり適正に施工されていることを確認します。

工事が完了すれば、防火対象物の関係者（所有者・管理者・占有者）は、消防用設備等の設置届出書を消防署に提出することとなっており、設置届出書が届けられれば消防は完成検査を行います。検査の結果、当該消防用設備等が法令に適合していると認められるときは検査済証を交付しています。

消防用設備等が設置され使用されるようになった後は、防火対象物の関係者が消防用設備等を定期に点検し報告されることを通じて、消防用設備等が適正に維持管理されることについて指導に努めています。

消防用設備等に係る手続の流れ

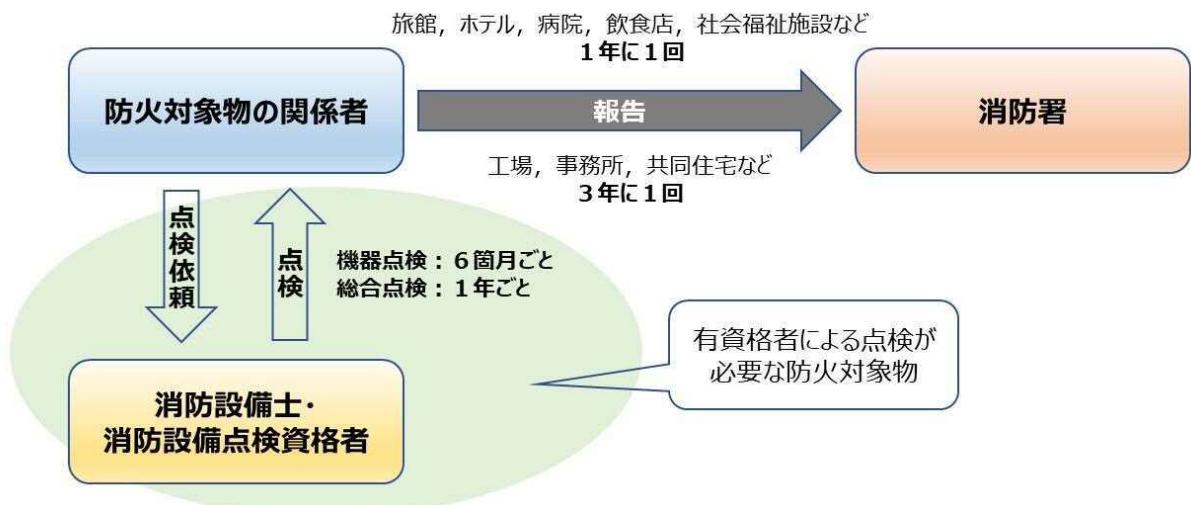


消防用設備等の点検・報告制度

消防用設備等は、いつ火災が発生してもその機能が有効かつ確実に作動する必要があり、そのためには適切な維持管理が大切です。消防法では、防火対象物の関係者に、消防用設備等の定期的な点検・報告や不備事項の整備など、適切な維持管理を行うことを求めています。

また、一定規模以上の防火対象物及び特定一階段等防火対象物（特定用途が避難階以外の階（1階及び2階を除く）に存する建物で直通階段が2以上設けられていないもの。）では、点検・整備に高度な知識・技術が必要とされることから、有資格者（消防設備士又は消防設備点検資格者）による点検が必要です。

消防用設備等の点検及び報告



防炎物品と防炎製品

劇場、旅館、ホテル、病院、福祉施設、飲食店等のカーテン、じゅうたん、どん帳、布製ブラインド、舞台で使用する大道具用の合板、工事中の建築物で使用する工事用シートは、消防法により防炎物品を使用することとされています。

また、旅館、ホテル、病院等で使用する寝具類は、京都市火災予防条例により防炎性能を有するもの（防炎製品）とするよう努めることとされています。

防炎製品には、衣類、アームカバー、自転車のボディカバーといった生活に身近な布類等もあり、炎が接しても急に燃え広がらない性能が、火災予防に役立っています。

防炎加工したものには、次のラベルが付いています。

- ◆ 防炎物品
カーテン、暗幕、どん帳、合板、布製ブラインド、じゅうたん等



- ◆ 防炎製品

寝具類（敷布、カバー類、ふとん類、毛布類）、テント類、シート類、幕類、非常持出袋、防炎頭巾、衣服、アームカバー、布張家具類、自動車・バイク等のボディカバー等



危険物



危険物の安全指導

消防法で定める危険物（以下「危険物」という。）は、ガソリンや灯油のように普段の生活の中で必要不可欠なものや、工場等の生産活動において使用されるものなど様々な物質がありますが、ひとたび災害が発生した場合には、市民生活に与える影響は大きく、時には尊い生命までも奪ってしまいます。

この危険物による災害を防止して安全に管理するため、危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設等における許可や届出に際しては、消防法令に規定する技術基準の適合性を審査し、完成検査を行い、安全な施設となるよう指導を行っています。

■ 危険物施設の定期点検制度

完成時には安全な施設であったとしても、維持管理が十分でないと思わぬ事故を招きます。

そこで、定期点検が義務付けられている施設の関係者に対しては、定期点検の確実な実施を指導し、定期点検の義務のない施設の関係者に対しても、自主点検を実施するよう指導しています。

■ 危険物を取り扱う事業所への指導

全国の危険物施設における火災の発生原因の中で、ヒューマンエラーに起因するものが約6割を占めていることから、随時立入検査を行い、危険物の貯蔵、取扱いに係る消防法令基準に対する適合状況を確認し、適合していない事項があれば是正するよう指導を実施しています。

また、講習会や自衛消防訓練指導等を通じて、危険物取扱者等の保安意識の向上を図っています。

■ 少量危険物取扱所の設置指導

危険物はそれぞれの危険性を考慮して、危険物ごとに規制する数量（以下「指定数量」という。）が定められており、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は事前に市長の許可が必要です。しかし、指定数量未満の貯蔵、取扱数量であっても、引火等の危険性は同じです。指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、事前に届出が必要です。この届出に対して、少量危険物取扱所として京都市火災予防条例に基づく基準を遵守するよう指導しています。

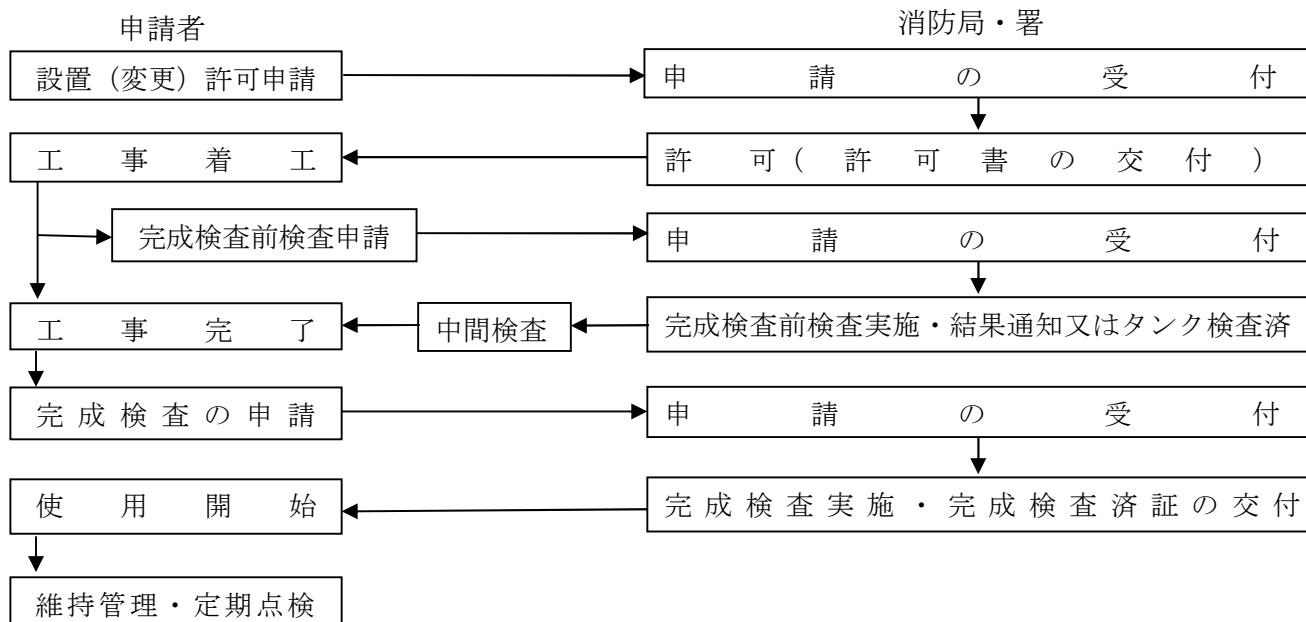
■ 危険物の安全な取扱いの普及啓発

しみ落とし作業等で低引火点危険物を使用する事業所（家内工業を含む。）や、暖房用の灯油を使用する一般家庭に対しても、査察や訪問防火指導等を通じて貯蔵、取扱い等の安全知識の普及を図っています。

■ 給油取扱所及び容器入りガソリンを販売する店舗に対する指導

令和3年12月に発生した大阪市北区の雑居ビル火災を受けて、市内の関係団体及び給油取扱所に対してガソリンの容器詰め替え販売時に本人確認等の徹底を指導するとともに、容器入りガソリンを販売する店舗に対しても同様に指導しています。

危険物施設の設置等の手続



危険物給油取扱所の立入検査



危険物地下タンク貯蔵所の中間検査

危険物安全週間

■ 危険物安全週間とは

危険物火災の恐ろしさを世に知らしめたのは、今から50年ほど前、昭和39年7月14日に東京都品川区で発生した(株)宝組勝島倉庫爆発火災です。この火災は空地に野積みしてあったドラム缶入りの硝化綿(ニトロセルロース)から出火し、爆発火災となって倉庫など周辺の無許可で貯蔵されていた硝化綿、アセトン、アルコール類などに次々と引火、大爆発を起こし、消防活動中の消防職員18人、消防団員1人が一瞬にして生命を奪われ、また消防職員・団員など158人が重軽傷を負うという、日本の消防史上まれに見る大惨禍が発生しました。



勝島倉庫爆発火災現場<写真提供／東京消防庁消防博物館>

この災害を教訓に、危険物を取り扱っている事業所などに対して、危険物の自主保安管理の推進を呼び掛け、また、市民に対しては、危険物に関する意識の高揚・啓発を図るとともに、市

民生活の安全を確保することを目的として、平成2年に自治省消防庁(現総務省消防庁)によって、「危険物安全週間」が制定されました。これは7月に発生した(株)宝組勝島倉庫爆発火災のように、気温の上昇でセルロイド類などの危険物の自然発火による火災を防ぐため、夏季を目前にした毎年6月の第2週(日曜日から土曜日までの1週間)を「危険物安全週間」としました。制定以来、毎年、危険物施設等への啓発活動など各種取組が行われています。

■ 危険物安全週間の目的

石油類をはじめとする危険物は、事業所等において幅広く利用されるとともに、市民の生活にも深く浸透していることから、その安全性の確保に対する重要性は増しています。

このため、事業所における自主保安体制の確立を呼び掛けるとともに、広く市民の危険物に対する意識の高揚と啓発を図ることが目的となっています。

■ 危険物安全週間の期間

毎年6月の第2週(日曜日から土曜日までの1週間)

令和3年度における危険物安全週間の取組

令和3年度は、6月6日から6月12日の間、各行政区における危険物施設等で防火指導等を実施しました。

■ 重点推進項目

危険物の取扱いに係る安全対策の推進	平成22年総務省令が改正されたことを受け、改正前の規格の消火器が設置されている危険物施設に対して、新規格の消火器への更新を図りました。 改正前の規格の消火器が設置されている危険物施設に対して、周知ビラ等を活用し、令和3年12月31日に型式が失効する前に新規格の消火器への更新を図り、法令違反を構成しないよう指導を実施しました。
危険物を取り扱う事業所の保安体制の強化	令和2年12月に京都市地域防災計画が修正されたことを受け、危険物施設を保有する事業所のうち、浸水想定区域に該当する事業所に対して、風水害対策の策定を図りました。 京都市ハザードマップ(水害)の浸水想定区域内に所在する事業所で、かつ予防規程が義務となる危険物施設を保有する事業所に対して、風水害対策について状況調査を実施するとともに、風水害対策ガイドラインに基づき、被害発生の危険性の回避、低減のために必要な措置を検討し、予防規程への反映を実施するよう指導を行い、各事業所の風水害対策の策定を図りました。



北消防署新庁舎の危険物施設での
防火研修会



電光掲示板による防火啓発
テロップの表示

■ 普及啓発

啓発用ポスターの掲出、報道機関等への情報提供、ホームページへの掲載等を実施しました。

危険物安全週間推進標語（令和3年度）	
全 国	「事故ゼロへ トライ重ねる ワンチーム」 公募 13,534 作品の最優秀作



啓発用ポスター リーチ マイケルさん

■ 優良危険物取扱者に対する消防局長表彰

例年、危険物安全週間に伴い実施される京都市危険物防災推進大会において表彰している「優良危険物取扱者消防局長表彰（各行政区1名）」については、後日、該当者に対して各消防署長等から伝達されました。



北消防署長から受賞者の小寺洋司氏に表彰伝

危険物施設等の火災状況（危険物に起因する火災）

発生年月	行政区	施設等区分	概要
平成 28 年 4 月	伏見区	製造所	製造所内で溶剤(危険物)を使用し、混合槽内を洗浄中、静電気火花が発生し、滯留した可燃性蒸気が着火したもの。作業中の従業員 1 名が両下腿部に熱傷を負い、着衣の一部を焼損。
平成 29 年 11 月	北区	給油取扱所	セルフスタンドにおいて、バイクに給油した際にガソリンをオーバーフローさせた。給油後セルフスターースイッチを作動させたことによる電気スパーク等が可燃性蒸気に着火したもの。バイク1台焼損。
平成 30 年 2 月	南区	製造所	製造所内において洗浄作業で使用した溶剤(危険物)をドラム缶へ移し替え作業中、静電気火花が発生し、滯留した可燃性蒸気に着火したもの。同ドラム缶内のキシレン焼失及び配線の一部焼損。
令和元年 5 月	右京区	一般取扱所	工作機械の排気ファンの配線が劣化し、短絡を起こしたことにより発生した火花が同ファン内部に付着した屑類に着火したもの。排気ファンの一部を焼損。
令和元年 5 月	右京区	一般取扱所	工作機械稼働中に発生した高温の切粉が、ダクトパイプ内に蓄積された切粉及び鉄粉等に着火したもの。ダクトパイプの一部及び集塵機の一部焼損。
令和元年 9 月	山科区	製造所	集塵機内で発生した静電気による火花が、フィルターに付着していた金属粉に着火したもの。集塵機1基及び内部の金属粉を焼失焼損したもの。
令和 2 年 10 月	南区	一般取扱所	金属加工設備から排出された高温の金属片が、作動油の溜まっていたピット内に落下し出火に至ったもの。同設備の一部焼損及び作動油約 200Lを焼失したもの。

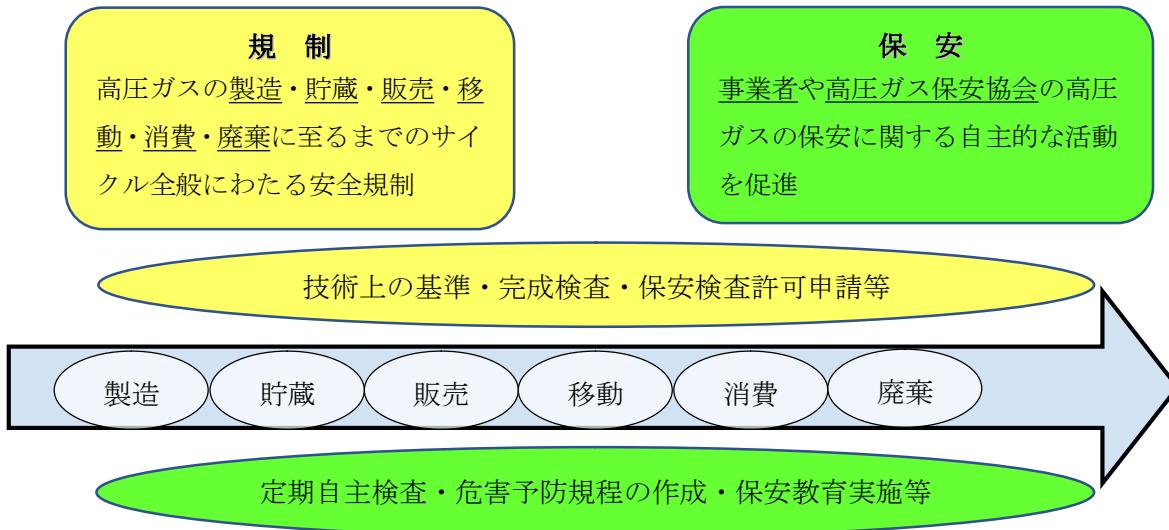
高圧ガスの保安



高圧ガスの保安

高圧ガス保安法は、高圧ガスの製造・貯蔵・販売・移動・消費・廃棄に至るまでのサイクル全般にわたる安全規制を行うとともに、事業者や高圧ガス保安協会の高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進する法律です。

【高圧ガス保安法の規制】



■ 高圧ガス施設の主な例

製造所	消防活動総合センター（空気圧縮施設）
	水素ガススタンド
	ホテル・百貨店等（空調設備）
貯蔵所	病院（医療用酸素）
	大学（研究施設）
	博物館等（消火設備）
	ガス販売業者
販売所	飲料用炭酸ガス 冷媒ガス 医療用酸素・・・等



【京都市内の病院での爆発事故】
病院の倉庫内において医療用酸素を保管している容器が破裂・爆発したもの

京都府からの権限移譲

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 27 年法律第 50 号）の施行により、高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの製造許可等の審査及び検査に係る事務の権限が都道府県知事から政令指定都市の長に移譲されたことに伴い、京都市においては、平成 30 年度から京都市消防局で高圧ガス保安法に関する事務を行っています。

■ 高圧ガス保安法に基づく許認可事務

高圧ガス保安法に基づく申請等に伴う許認可については、市内における高圧ガス施設等の状況を包括的に把握するとともに、専門的に取締り事務を行う必要があるため、消防局本部に専門部署を設け、一括してこれらの許認可に関する事務を行っています。

■ 完成検査・保安検査

高压ガス保安法では、高压ガスの製造施設や貯蔵施設についての工事等が行われた場合には、それらの製造施設や貯蔵施設が法律に定められた基準に適合しているかどうかの完成検査を受けることとされています。また、高压ガスの製造施設や貯蔵施設は、法律で定められた期間ごとにそれらの施設が適正に維持管理されているかどうかの保安検査を受けることとされています。

■ 製造施設、貯蔵施設、販売施設等への立入検査

市民生活に身近な消防署では、各行政区内の高压ガスに関する施設に対して消防署員による立入検査を行い、高压ガスによる災害の発生を未然に防ぐための指導を行っています。

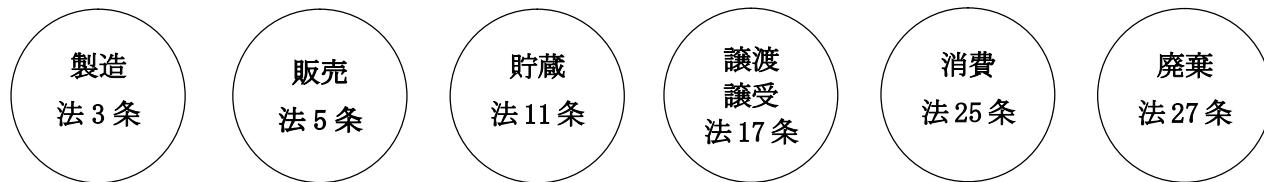
火薬類の取締り



火薬類の取締り

火薬類取締法は、火薬、爆薬及び火工品（以下「火薬類」という。）による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的として定められたものです。火薬類はひとたび災害が発生した場合に、市民生活に与える影響やその被害が甚大となることが予想されるため、「取締法」という名のとおり、その製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いについて厳しい規制が設けられています。

【火薬類取締法の規制】



火薬類の製造から廃棄に至るまで細部について規制される。

■ 火薬類の主な例

火薬	黒色火薬 無煙火薬
爆薬	起爆薬
	硝安爆薬・塩素酸カリ爆薬・カーリット
	ニトログリセリン・ニトログリコール
	ダイナマイト
	液体酸素爆薬
火工品	工業雷管・電気雷管・銃用雷管・信号雷管
	実包・空包
	信管・火管
	導爆線・導火線・電気導火線
	信号焰管・信号火せん
	煙火（花火）



【京都御所御苑内小御所火災】

昭和29年8月16日に鴨川河川敷で行われた花火大会の花火の残火が小御所に落下し出火した。

京都府からの権限移譲

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）の施行により、火薬類取締法に基づく火薬類の製造許可等の審査及び検査に係る事務の権限が都道府県知事から政令指定都市の長に移譲されたことに伴い、京都市においては、平成29年度から京都市消防局で火薬類取締法に関する事務を行っています。

■ 火薬類取締法に基づく許認可事務

火薬類取締法に基づく申請等に伴う許認可については、市内における火薬類施設等の状況を括的に把握するとともに、専門的に取締り事務を行う必要があるため、消防局本部に専門部署を設け、一括してこれらの許認可に関する事務を行っています。

■ 完成検査・保安検査

火薬類取締法では、火薬類の製造施設や火薬庫についての工事等が行われた場合には、それらの製造施設や火薬庫が法律に定められた基準に適合しているかどうかの完成検査を受けることとされています。また、火薬類の製造施設や火薬庫は、法律で定められた期間ごとにそれらの施設が適正に維持管理されているかどうかの保安検査を受けることとされています。

■ 火薬庫、販売所等への立入検査

市民生活に身近な消防署では、各行政区内の火薬類に関する施設に対して消防署員による立入検査を行い、火薬類による災害の発生を未然に防ぐための指導を行っています。

住宅防火の推進と火災予防の取組



住宅防火対策

■ 住宅用火災警報器の普及啓発

万一の火災に早く気付き、早く知らせるための「住宅用火災警報器」は、平成18年6月1日に新築住宅、平成23年6月1日からは既存の住宅を含む全ての住宅の寝室・階段（上階に寝室がある場合）・台所への設置が義務付けられています。

消防局では、設置率100%を目指した未設置世帯への住宅用火災警報器の普及啓発を行うとともに、設置義務化から10年（交換の目安）が経過したことから、定期的な作動確認や本体の交換を啓発しています。



住宅用火災警報器
設置啓発リーフレット



住宅用火災警報器
設置啓発動画

■ 「新・京都方式」による住宅用火災警報器の共同購入

消防局では、平成31年3月1日から、一般社団法人「京都消防設備協会」と連携した自主防災会を単位とした新たな住宅用火災警報器の購入方法「新・京都方式」による住宅用火災警報器の共同購入の取組を開始しました。

悪質訪問販売からの被害防止や取扱事業者とのスケルメリットを生かした交渉など、多くのメリットのある共同購入を促進するため、共同購入の意思がある自主防災会と取扱事業者を「消防局」と「一般社団法人京都消防設備協会」がマッチングするとともに、住宅用火災警報器についての説明から取付け支援まで、消防職員が最大限サポートする仕組みです。

消防局では、共同購入をスムーズに進めていただくために手順を分かりやすく説明したガイドブックを作成し、市内全ての自主防災会に配布しました。



自主防災会のための「新・京都方式」
住宅用火災警報器共同購入ガイド

住宅用火災警報器の普及啓発については[こちら](https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000223349.html)

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000223349.html>) をご覧下さい。

火災予防運動

消防局では、春・秋の火災予防運動をはじめ、文化財防火運動や各種の防火運動を実施し、市民の皆様に火災の予防を呼び掛けています。

各消防署においては、関係機関や事業所等の協力を得て、防火行事を開催するなど、防火意識の高揚及び防火知識の普及啓発を図っています。

火災予防運動等の名称	実施期間等
危険物安全週間	6月第2週（日～土）
夏の文化財防火運動	7月12日～7月18日
秋の火災予防運動	11月9日～11月15日
年末防火運動	12月15日～12月31日
文化財防火運動	1月23日～1月29日
春の火災予防運動	3月1日～3月7日

■ 秋の火災予防運動（令和3年11月9日～11月15日）

● 重点推進事項

焼死者防止対策の推進	例年たばこによる火災の焼死者が多いことや、秋から冬にかけて暖房器具による火災が増加することから、具体的な予防対策を周知しました。
放火防止対策の推進	11月11日の放火火災予防デーを中心とし、駅やスーパー等の人通りの多い場所での効率的な啓発活動を実施しました。
火災傾向等を踏まえた出火防止対策の推進	件数の多い、こんろ周りからの出火防止や、たき火等の屋外における火気管理の徹底について啓発しました。
事業所の防火安全対策の推進	事業所における訓練や講習時だけでなく、査察時においても「火災から命を守る避難」の取組の推進を図りました。



【令和3年消防の図画】最優秀作品を用いたポスターを作成しました。

■ 年末防火運動（令和3年12月15日～12月31日）

● 重点推進事項

出火及び焼死者防止対策の推進	暖房器具（電気ストーブ）の正しい使用方法や、年末大掃除等の機会を捉えた火災予防について啓発活動を実施しました。
放火防止対策の推進	地域が実施する年末パトロール等の機会に、地域内に潜在する放火危険箇所を確認し、地域住民で情報共有する取組を推進しました。
事業所等の防火安全対策の推進	年末に慌ただしくなる事業所において、出火防止や「火災から命を守る避難の指針」について、パンフレットや動画を活用した研修会や訓練指導等を実施しました。



暖房器具火災の7割が電気ストーブによるものです。
あなたの電気ストーブの使い方、本当に正しいですか…?

Illustration by Kenta Kubota Supported by DK Keitai

Illustration by Kenta Kubota Supported by DK Keitai

■ 春の火災予防運動（令和4年3月1日～3月7日）

● 重点推進事項

住宅防火対策及び焼死者防止対策の推進	近年、3月に住宅火災及び焼死者の発生が増加傾向にあることから、原因として多い暖房器具、こんろ等について機器の正しい使用方法等を周知しました。
放火防止対策の推進	例年、火災原因として最も多い放火は3月においても最も多い原因であり、放火を起こさせない、放火の被害にあっても命を守るためにしなるべきか等、具体的な対策を周知、指導しました。
乾燥時及び強風時の火災予防対策の推進	空気の乾燥しやすい時季であることを踏まえ、たき火等の屋外における火気管理の徹底や、林野火災の防火啓発を関係機関と連携し実施しました。
事業所等の防火対策の推進	研修動画やZOOMを活用し、状況や場所等に左右されず、多くの事業所を対象に「火災から命を守る避難の指針」の指導を実施しました。



京都市消防局 × 京都芸術デザイン専門学校 京都市防火協会連携協議会

令和3年 春の火災予防運動 3月17日



京都芸術デザイン専門学校とのコラボポスターを作成しました。

緊急防火点検

京都市では、社会的影響の大きな火災等が発生した場合や、市内で火災が多発した場合に、毎年実施している火災予防運動とは別に、緊急の防火点検を実施しています。(令和3年度は2回実施)

また、各消防署においても、独自に6回の緊急出火防止の取組を実施しています。

■ 市内一斉に実施した緊急防火点検

期間	重点取組事項
令和3年 12月20日～ 令和4年 1月31日	令和3年12月17日に大阪市北区で発生したビル火災においてガソリンを用いた放火により多数の死者が発生したことを受け、複合用途ビルで屋内階段が1つの防火対象物防火対象物（いわゆる雑居ビル：1,105件）の緊急査察を実施することとした。
令和4年 1月20日～ 2月25日	令和3年11月29日、大阪市此花区で大規模倉庫火災が発生し、約38,700m ² を焼損したことから、類似火災を防止するため、50,000m ² 以上の倉庫に対し、査察を実施することとした。

放火火災防止の取組

令和3年に京都市で発生した放火（疑い含む）が原因となる火災は29件で、令和2年と比べ、6件減少したものの火災原因としては最も多くなりました。

■ 放火火災予防デーにおける一斉啓発

平成 28 年に、「放火火災の予防に関すること」を京都市火災予防条例に規定し条例の公布・施行日である 11 月 11 日を、「放火火災予防デー」とし、この日を中心に放火防止の啓発活動を行っています。



■ 放火火災防止特別警戒の実施

管内で放火火災が連続して発生した山科消防署及び醍醐消防分署においては消防隊等が、早朝等の放火火災が多発している時間帯を中心に、地域の巡回パトロールを行いました。

■ 放火対策プロジェクトの推進

京都市消防局では、消防職員、消防団員、地域及び関係機関が一体となって、地域全体で放火防止に取り組む「放火対策プロジェクト」を推進しています。

過去に複数回放火火災が発生した地域から「放火対策エリア」を選定し、「放火対策コンサルタント研修」や「火災予防研修」を受講した消防団員や自主防災会の役員が、地域の放火防止の取組に積極的に参画して、助言を行っています。

実施手順	取 組 内 容
放火対策エリアの選定	<ul style="list-style-type: none">・過去 5 年間で放火事案が 3 件以上発生している学区・その他、署長が特に取組が必要と認める地域
火災予防研修の実施	消防団員等を対象に、一般的な火災予防知識をはじめ、放火防止に関する内容の研修を行い、この研修を受講した消防団員等には地域住民に対して、有効な放火防止対策の取組について助言を行ってもらう。
放火対策アクションの実践	火災予防研修や放火対策コンサルタント研修を受講した消防団員等を交えたミーティングや防火見回り活動を実施するなど、地域の状況に応じた放火対策を実践。

たばこ火災防止の取組

令和3年に京都市でたばこが原因となる火災は26件発生し、前年から2件増加し、放火に次いで多く発生した火災原因になりました。

京都市消防局では、たばこ火災を防止するための取組として、防火安全指導等の戸別訪問のほか、事業所査察や防火運動の機会を通じてたばこ火災防止の啓発を行っています。



屋外イベント等における露店指導の状況

平成25年8月、福知山市で開催されていた花火大会で発生した火災により、多数の死傷者が発生したことを踏まえ、京都市では火災予防条例を改正し、大規模な屋外での催しの主催者等に対し、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務に関する計画書の作成等を義務付けるなど、露店等における防火管理体制の強化に取り組んでいます。



在宅避難困難者の防火安全対策



在宅避難困難者の防火安全対策

市内全域で一人暮らしの高齢者や高齢者同士の世帯が増加しているため、高齢者が火災で死傷されるケースが多くなっています。

消防局では、高齢者や身体に障がいのある方のうち、火災等の災害が発生した場合に自ら避難できない方（在宅避難困難者）を対象とした防火安全対策を実施しています。

■ 防火安全指導の実施

消防職員が在宅避難困難者世帯を訪問し、出火防止や人命に係る事項の点検を実施するとともに、世帯構成や生活環境に合わせた防火指導又は助言を行っています。



防火安全指導の様子（台所回りの点検）



防火安全指導で配布する
出火防止リーフレット

◆ 火災予防上の指導事項

- ・ 火気取扱器具の正しい取扱い
- ・ 安全な喫煙管理
- ・ 容易に避難できる場所での就寝
- ・ 住宅用防災機器の設置と維持管理
- ・ 介助者に対する避難救出方法の指導
- ・ 近隣者等との避難救出協力体制づくり

■ 高齢者等のための安心アドバイザーリンク

高齢者宅等からの出火防止や焼死者防止を図るために、「高齢者等のための安心アドバイザーリンク」を実施しています。

高齢者等に接する機会が多いホームヘルパーや老人福祉委員等を対象に、「防火・防災」、「家庭内での救急事故防止」に関する研修を受講していただき、高齢者宅等を訪問した際に、防火・防災・救急事故防止のアドバイスをしていただくよう依頼しています。



研修テキスト

(安心アドバイザーハンドブック)

■ 民間団体と連携した防火・防災対策

● 電気配線診断

電気使用安全月間（8月1日から同月31日まで）の取組の一環として、京都府電気工事工業組合が実施する「高齢者宅配線診断」に併せて、消防職員による防火安全指導を実施し、高齢者世帯等における防火及び安全の確保を図っています。

● 火災警報器点検

火災警報器（戸外ブザー有）が設置されている在宅避難困難者世帯を、消防職員と（一社）京都消防設備協会の会員事業所が訪問し、火災警報器の点検（小修理を含む。）に併せて消防職員による防火安全指導を実施しています。

● 訪問看護ステーションの看護師による住宅防火点検

平成29年9月14日に締結した「高齢者等世帯の火災予防に関する協定」に基づき、（一社）京都府訪問看護ステーション協議会に加盟している事業所の訪問看護師の方に、高齢者等世帯への「住宅防火点検」にご協力いただいているいます。

■ 緊急通報システム（あんしんネット119）

消防局と保健福祉局が共同で、在宅の一人暮らしの高齢者や身体に障がいのある方等が家庭内で緊急事態に遭われたときに、ボタン一つで消防指令センターへ通報できるシステムを運用しています。また、緊急通報システムを利用されている方のうち、自力歩行できない方等を対象に緊急通報システムへ無線で連動する住宅用火災警報器（緊通連動住警器）を設置し、火災の煙を感じた場合、自動的に消防指令センターへ通報するシステムを運用しています。



緊急通報システム（本体）



緊通連動住警器



緊通連動住警器
を紹介するパンフレット

■ 消防ファクシミリ

聴覚言語に障がいのある方が、加入電話ファクシミリを用いて消防指令センターへ緊急通報できるシステムで、防火・防災に関する相談や火災予防に関する情報提供も行っています。



緊急通報カード（住所欄）		
No.	新規番号	名前
会員登録	会員登録	区
FAX	—	町
火事		
ガス漏れ		
救急		
その他の災害		
詳しい状況は？		
※ おついたところは、必ず書いておいてください。		
※ FAXするときは、必ずはさんどこに大きく□をしてください。		

■ NET119（スマートフォン等を用いた緊急通報システム）

京都市消防局では、平成31年3月1日から聴覚言語障がい者等からの緊急通報への受信体制を強化するため、「NET119」（スマートフォン等を用いた緊急通報システム）を導入しました。

音声での緊急通報が困難な方を対象とした通報の仕組みで、スマートフォン等を用いて、いつでも、全国どこからでも通報場所を管轄する消防に緊急通報することができます。



NET119の仕組み



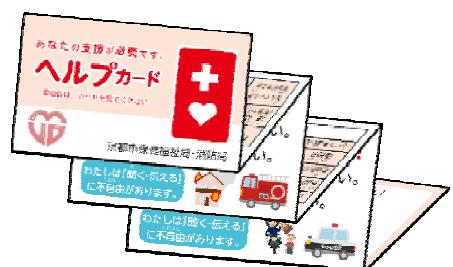
NET119の通報画面

■ 「京都市版ヘルプカード」

高齢者や障がいをお持ちの方が、緊急時や災害時等に周囲の人に対する支援を求めるためのカードです。

カードに医療情報や緊急連絡先、障がい特性や緊急時・災害時の対処方法等を記載しておき、困ったときに周囲の人や救急隊などにカードを見せることで、必要な支援が受けやすくなります。

これまでお配りしていた「安心カード」と「ふれあい手帳」、そして「ヘルプマーク」の特徴を併せ持つカードです。



※ 「安心カード」・「ふれあい手帳」の配布は終了していますが、お手持ちのものは継続してご使用いただけます。



京都市版ヘルプカードは、12面構成になっています。

利用方法を記載したチラシと一体型になっていますので、ヘルプカード部分を切り取り、必要な内容を記載してお使い下さい。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000260680.html>

自主防災組織の育成・市民防災指導



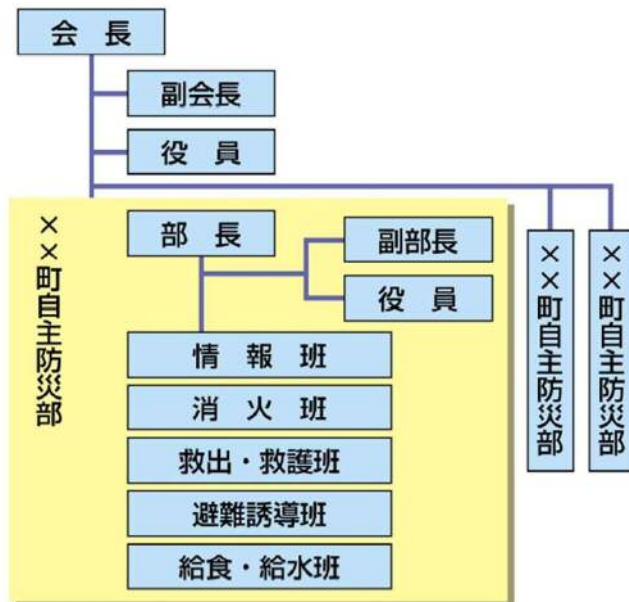
自主防災組織

消防局では自主防災組織の育成指導に積極的に取り組んでいます。

大地震などの大規模な災害が発生したときに、これら災害による被害を防止し、軽減するためには、日頃から市民一人一人が防災活動に積極的に参加するなど、地域住民の皆様による組織的な防災活動を行うことが大切です。

京都市では、昭和34年から昭和36年頃にかけて住民による防火の組織として、自主防火町が市内全域で結成されました。自主防災組織は、この自主防火町制度を火災だけでなく、地震等の災害にも対応できる

○○学区自主防災会

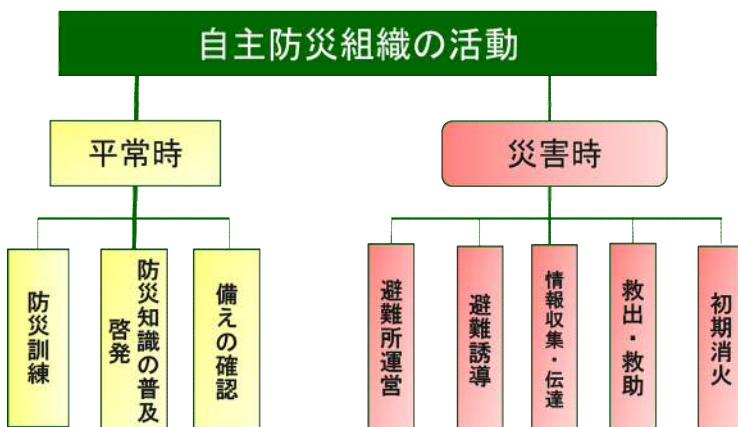


ように発展させ、おおむね学区を単位に自主防災会を、町内会を単位に自主防災部を結成しているものです。

自主防災組織は、「自分たちのまちは自分たちで守ろう」という精神で、より広域かつ密着した地域連帯による防火・防災活動を行うとともに、地域のコミュニティ組織、事業所の自衛消防隊と関係機関が一体となった地域防災ネットワークの構築を目指しています。

自主防災会活動

自主防災会では、各自主防災会で定めた規約や防災計画に基づき、平常時は防災知識の普及啓発、地域の備え、防災訓練の実施など、様々な活動が行われています。また、災害時は、避難所運営をはじめ、避難誘導、情報収集、救出など住民同士で地域の助け合う活動を実施します。



京都市自主防災会連絡会

行政区を超えた協力体制の構築や情報共有を図り、全市的な自主防災活動の更なる活性化を図ることを目的として各行政区の自主防災組織の代表者で構成される、京都市自主防災会連絡会が結成されました。（平成 30 年 7 月 2 日）

取組事項

- ・ 区連絡会等の活動に係る情報交換
- ・ 京都市全体に係る自主防災活動に関する課題の検討
- ・ 大規模災害時における支援及び協力に関する連携の推進
- ・ その他必要な事項

自主防災組織用器材の整備

京都市では、平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災の教訓として、早期に救出救護活動を実施するには、各種防災器材の整備が必要であることを踏まえ、全自主防災会に対して、救出救護器材とそれらを収納する防災器材格納庫を配備しました。

防災器材名	配備数	防災器材名	配備数
防災器材格納庫	1	リヤカー	1
バール	8	テント	1
ジャッキ	10	はしご	1
ハンマー	4	強力ライト	4
ショベル	8	電気メガホン	1
のこぎり	8	メガホン	8
担架	4	その他自主防災会が選択した器材	
シート	2		



救出救護用器材及び防災器材

事業所と地域（自主防災会）との連携

地域防災ネットワークの一つとして、事業所（企業）は、自助の観点から事業所防災を推進していくとともに、共助の観点から地域防災活動に貢献し、周辺地域との連携強化を推進することが大切です。このため、平成10年度から、大規模災害時における被害軽減のため、各事業所の特性を生かした、事業所と自主防災会の連携を図る取組を推進しています。

これまで事業所と自主防災会が応援協定を締結し、連携が図られているものとして、事業所からは、防災活動の応援、防災活動（救出救護、消火、給食給水）用資器材の提供、食料・飲料水の提供、避難場所の提供などがあります。また、自主防災会からも小規模事業所に対する防災活動を支援する例があります。さらに、防災訓練や研修を通じて、締結内容がより実効性のあるものとともに、相互の信頼関係を構築されています。



事業所の井戸水を活用した消火訓練

防災行動マニュアルの運用

阪神・淡路大震災では、閉じ込めや下敷きになった多くの方々のうち、ほとんどの方がご近所の方に救出されました。また、地震による火災の被害を最小限にとどめたのも、日頃からの連帯が強い地域でした。災害が起きたときに大きな力を発揮するには、家庭や地域のつながりが大切であることは東日本大震災でも明らかになっています。

大規模な災害時には自主防災会と自主防災部の連携した活動が大切であることから、自主防災会の防災計画となる防災行動マニュアルが平成29度までに策定されました。平成30年度からは各自主防災部で策定されている防災計画との整合性を図るとともに、より実効性の高い内容となるよう、防災訓練等を通じて検証、必要な見直しを行い、いざというときに自ら考え行動できる自主防災組織づくりを推進しています。



【防災行動マニュアル運用の流れ】



防災ワークショップ

自主防災部活動ファイル

「災害発生時」と災害に備える「平常時」の自主防災部における活動要領が記載されています。「災害発生時」には、被害状況・安否確認用地図により、地域の災害状況を把握し、自主防災会に情報を伝達する必要があります。自主防災部活動ファイルの中に自主防災部長としての行動要領を記載した防災行動シートがあり、「地域の集合場所はどこか」、「安否確認用地図はあるか」、「緊急連絡体制や名簿は最新か」などがチェックできます。年度ごとに見直すなど、情報が古い場合は更新をお願いしています。

また、「平常時」における訓練メニューが記載されていますので、担当の消防職員にご相談いただき、年1回以上の訓練をお願いしています。

令和2年度からファイルの周知と運用を開始しました。



消防職員・自主防災部長 記認シート	
主な活動内容	実施日
① 災害発生時行動要領	○○
② 安否確認用地図	○○
③ 緊急連絡体制	○○
④ 名簿	○○
⑤ 集合場所	○○
⑥ 活動報告書	○○
⑦ その他	○○
備考欄	
訓練実施日	年　月　日
実施場所	地図番号
担当者	記録者

訓練メニュー オーダーシート 兼 記録書	
訓練実施日	年　月　日
訓練実施場所	地図番号
訓練実施者	担当者
訓練実施者	記録者
訓練メニュー	
① 消火器・水バケツ実技演習	○○
② 災害発生時行動要領	○○
③ 安否確認用地図	○○
④ 緊急連絡体制	○○
⑤ 名簿	○○
⑥ 集合場所	○○
⑦ その他	○○
備考欄	

地域発災型訓練

地域発災型訓練とは、地域の方々に災害発時の初動措置の重要性を理解していただくことと、地域の協力体制「共助」の構築を目的に実施しており、「シナリオのない防災訓練」と言われています。

地域の集合場所を起点とした、近隣住民による早期協力体制の立上げ及び初期消火の重要性の理解を深め、即時対応能力の向上を図るとともに、既存の自主防災部の防災行動マニュアルの見直しや策定を推進しています。



『1分』で分かる自主防災 ~BOSAI アニメ~

地震、水災害、土砂災害のほか、台風による強風被害など自然災害の怖さや、自助、共助をはじめとした防災活動や自然災害への備えの大切さを、アニメーションで分かりやすくお伝えしています。（1テーマ約1分の短編アニメーション動画、合計9テーマ）



防火・防災指導

市民一人一人が自らの安全についての意識を持ち、火災や地震などの災害や家庭内の事故などに對し、適切に対応する知識や技術を身に着けていただき、災害に強い人づくりを進めるため、自主防災組織、事業所、ジュニア消防団、教育施設（未就学児施設を含む）、老人クラブ、その他の各種団体等をはじめとした全ての市民を対象に、防火・防災指導や応急手当等の普及啓発等を行っています。

市内各所において、あらゆる機会を通じて、消火器の取扱いや地震の体験、講習会などを開催し、火災予防の普及促進や災害発生時の初動活動等の指導を行っています。

年代別防災指導カリキュラム

東日本大震災をはじめとする災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産を災害から守るために地域防災力の重要性が増えている一方で、少子高齢化の進展などの社会情勢の変化により、今後の地域の防災活動の担い手を十分確保することが困難となっています。

そこで、地域防災活動の担い手となる幼少年の防災教育を充実させるため、年代に応じた防災指導カリキュラムを作成しました。このカリキュラムにより、系統立てた長期的な防災指導を実施し、いざというときに自ら考え方を守る行動をとるとともに、周りの人を助けることができる人づくりを推進していきます。



市民消防表彰

日頃から積極的に自主防災活動等を実践し、安全なまちづくりに貢献した市民団体及び個人の努力をたたえるため、次の区分により表彰を行っています。

◇ **自主防災会等表彰**

自主防災活動等の実践について著しく努力し、功績のあった自主防災会、自主防災部等

◇ **自主防災活動推進功労者表彰**

自主防災活動の推進について著しく努力された自主防災組織役員

◇ **防災功労者表彰**

自主的な火災予防等の活動について著しく努力された団体及び個人

◇ **事業所表彰**

自主防火管理の実践について著しく努力し、顕著な成果のあった事業所

多言語防火防災パンフレット

消防局では、留学や就職等で市内に居住する外国人の方により安心して生活を送っていただけるよう、4箇国語（日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語）で作成した『多言語防災パンフレット』を各区役所等を通じて配布しています。

■ 令和2年度にリニューアル

これまで、「地震」と「119番通報要領」を記載したパンフレットでしたが、令和2年度から、更に「火災」「水害」「土砂災害」といった自然災害に対する備えや災害発生後の対応などの情報を追加し、内容を充実させました。

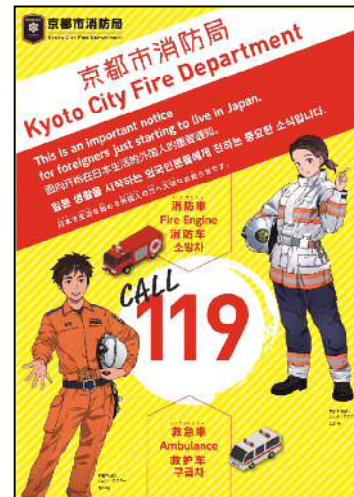
■ 切り取って使える「通報カード」付き

パンフレットには、切り取って使える、持ち運びに便利な「通報カード」が付いています。

このカードには緊急通報（「119番」及び「110番」）を依頼する内容を記載しており、周囲に提示することで、スムーズな緊急通報に役立ててもらうことができます。

■ 活用方法

リニューアルした『多言語防火防災パンフレット』は、令和3年6月から、外国籍市民が利用する京都市国際交流会館や京都府国際センター等で配布しています。また、消防職員等が実施する外国籍の方を対象とした防火・防災研修の時の資料としても使用します。



多言語対応救急現場活動シート

消防局の救急隊は、現場活動において、外国人等日本語を理解できない傷病者への説明や情報収集に使用する翻訳ツールとして、「多言語対応救急現場活動シート」を使用しています。

■ 最もシンプルなコミュニケーションツール

病気や怪我で話しづらい傷病者と、指差しののみで素早くコミュニケーションを取ることができます。

■ 令和2年度に8箇国語対応にバージョンアップ

平成 15 年度に 4 箇国語版（英語・中国語簡体字・韓国朝鮮語・スペイン語）で運用を開始しましたが、訪日外国人観光客の増加に対応するため、令和 2 年度に内容・言語を刷新し、8 箇国語（4 箇国語 + 中国語繁体字・フランス語・イタリア語・ドイツ語）に対応となり、8 割以上の外国人傷病者（※京都市の外国人宿泊観光客統計から算出）に対応可能となりました。

